

「全国障害者特例子会社連絡会」について

一般社団法人 障害者雇用企業支援協会（S A C E C）

この度、「全国障害者特例子会社連絡会」開催のご案内を差し上げるにあたり、設立の経緯と運営の考え方等につきましてご説明申し上げます。

障害者特例子会社は、昭和 51 年に試行が開始されて以来 45 年の間に急速に設立が進み、最近では全国で 562 社（令和 3 年 6 月 1 日現在）に達しております。

特例子会社の歩みは、最初は制度を規定する法律が身体障害者を対象としていたことから、殆どは身体障害者が親会社の業務の一部を分担して作業する形態で出発しましたが、昭和 63 年に施行された法改正において名称が「障害者雇用促進法」と改められ、「知的障害者の実雇用率見做し算定」が開始されました。

その後、平成 9 年の法改正により、知的障害者について 10 年に及んだ見做し期間を終えて、翌年から義務対象として本格的雇用の時期を迎えることとなりましたが、それまで一貫して労働省(現・厚生労働省)の関係審議会・使用者側代表の一員として各企業との協力を進めてきた労働問題専管の経営者団体「日本経営者団体連盟(日経連)」では、今後とも特例子会社各社が知識と経験を得、ノウハウを蓄積していくことが重要と考え、関係各企業に諮り、特例子会社相互の交流と情報共有の場として「全国障害者特例子会社連絡会」を立ち上げました。

以来基本的に年 1 回の開催ながら、毎回厚生労働省の障害者関係部門の幹部等による行政方針説明その他最新の情報を提供する場として回を重ね、令和 3(2021)年には第 30 回を重ねるに至りました。

この間、主催者は、旧日経連と旧経団連が統合し日本経済団体連合会(日本経団連)となるなどの経過を辿りましたが、平成 21 年に日本経団連が担当を取りやめたため、厚生労働省委託プロジェクトの事務局が継続した時期を経て、独自の運営組織として「全国障害者特例子会社連絡会：運営委員会」を設置するとともに、平成 22 年に設立された「一般社団法人障害者雇用企業支援協会(略称：S A C E C)」に主催事務局が移管されて今日に至っております。

申上げる迄もないことではありますが、特例子会社は各企業における障害者雇用の進展のため、法の定めを前提に任意に設立・認定され、自社に適合した雇用方式として経営されるものであり、特例子会社全体として何らかの組織を形成することにはなじまない性格のこととされますので、当協会（S A C E C）といたしましては、設立の理念である「行政の指導等とは別に行われるべき、企業自らの努力による障害者雇用の進展への非営利の支援」と合致するものと考え、この連絡会の開催実務を担当させていただいております。

「全国障害者特例子会社連絡会」の運営方式は次の通りです。

1. この「連絡会」は会員組織ではありませんが、毎回の開催に際して、その時点で厚生労働省の認定企業名簿に記載されている特例子会社を便宜上「会員」と位置づけて、全社にご案内を致します。
2. 特例子会社の性格上、その親事業主については「準会員」と位置づけ、出席のご希望がある場合には、特例子会社あての「ご案内」を任意でご活用いただくことができます。
3. 特例子会社の設立を検討中の企業は、「オブザーバー」としてご出席いただくことができます。
4. 運営のための最小限の会則を定め、その改正及び運営委員人事等必要事項については、毎回の開催時にご出席の会員にご承認いただく手続としております。
5. ご出席に際しての費用は、連絡会への参加費（会場費、資料代、事務経費等）、及び交流会への参加費（実費）のみです。なお、第 31 回はオンライン開催のため、交流会は行いません。
6. この「連絡会」は会員組織ではありませんので、年会費等はありません。

以上

(注) SACEC = Support Association for Corporate Employment of the Challenged